

## 契約調書（入札及び契約方法：随意契約）

【物品役務等】

件名	滞納管理システム賃借
納入場所	滞納整理課（柴田郡大河原町字新青川 地内）
契約期間	令和6年11月22日 から 令和12年3月31日 まで （地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為）
賃借期間	令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで
種別	—
予定価格	9,969,150円
概要	滞納管理システム賃借 ・滞納管理システム 1式（再リース） ・データベースサーバー 1台（再リース） ・デスクトップ型パソコン 8台（更新） 現在契約中の滞納管理システムは令和6年度で契約期間満了。
契約額（税込）	10,735,065円
契約締結日	令和6年11月22日
受注者の住所及び名称	秋田県秋田市南通築地15番32号 北日本コンピューターサービス株式会社
随意契約とした理由	令和7年度が全国の地方公共団体を対象とした、地方公共団体情報システムの標準化移行期限となっており、滞納管理システムを取り扱う各業者は、この対応のため新規契約に一切対応できない状況にある。 このことから、現在契約している滞納管理システムを、令和7年度以降も引き続き使用（再リース）し対応するため、物品役務等の「情報処理（滞納整理）」に入札参加登録している北日本コンピューターサービス株式会社を選定し、随意契約とした。  （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び組合財務規則第101条第1号トに該当）